

豊中市建設工事総合評価一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市が発注する建設工事に係る総合評価一般競争入札の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総合評価一般競争入札の方式)

第2条 総合評価一般競争入札の方式は、市内業者(豊中市内に本店を有する建設業者をいう。以下同じ。)の施工能力及び本市への貢献度の向上を図るため、地方公共団体向け総合評価実施マニュアル改訂版(平成20年3月国土交通省策定)に規定する特別簡易型を基準に行うものとする。

(対象工事)

第3条 総合評価一般競争入札の対象となる工事は、一般競争入札により発注する建設工事(特定建設工事共同企業体に発注する建設工事は除く。)のうち、次の各号に掲げる建設工事とする。

- (1) 市内業者及び市外業者(市内業者以外の建設業者をいう。)のいずれもが入札に参加できる、予定価格(税込)が3千万円以上の建設工事。
- (2) 市内業者を対象とした、予定価格(税込)が1億円以上の建設工事。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 次に掲げる場合には、あらかじめ学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札候補者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 落札候補者決定基準に基づいて落札候補者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかについて確認するとき。
- (3) 前号で必要があるとの意見があった場合に、落札候補者を決定しようとするとき。

(落札候補者決定基準)

第5条 次の各号に規定する落札候補者決定基準は、前条第1号による意見聴取の結果を踏まえ、豊中市建設工事等入札・契約手続検討委員会設置要綱(平成5年制定)の規定により設置された豊中市建設工事等入札・契約手続検討委員会の審議を経て定める。

- (1) 第3条第1号の案件を対象とした落札候補者決定基準(別表1)
- (2) 第3条第2号の案件を対象として落札候補者決定基準(別表2)

(落札候補者の決定方法)

第6条 落札候補者の決定にあたっては、前条の基準により算定された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格の最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格の最も低い者が2人以上あるときは、当該入札を行った者によりくじ引きを行い落札候補者を決定する。

2 前項の落札候補者の決定は、豊中市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要綱の規定に基づき、速やかに行うものとする。

(発注工事の公告)

第7条 市長は、総合評価一般競争入札を実施しようとするときは、通常の一般競争入札における公告

事項に加えて、次の事項を公告する。

- (1) 総合評価一般競争入札である旨
- (2) 届出書類の提出
- (3) 落札候補者の決定方法
- (4) 落札候補者決定基準

(結果の公表)

第8条 落札候補者が決定したときは、速やかに評価結果を公表するものとする。なお、公表は入札参加者ごとに、入札価格及び評価項目、評価点配分の総点及び個別点とする。

(秘密の保持)

第9条 前条の評価結果を除き、この要領に基づき提出された資料等は公表しないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から実施する。

豊中市総合評価一般競争入札（特別簡易型）
落札候補者決定基準（評価項目及び評価点配分表）

評価項目		評価点		評価内容
分類	細分類	計	個別点	項目
価格評価		70	70	契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。 ・予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格とする。 ・価格評価点は、以下の算出式により算出するものとする。（小数点第2位未満切捨） 【価格評価点 算出式】 ・予定価格以下かつ低入札基準価格以上の金額で入札を行った場合 $\text{価格評価点} = \text{最高評価点}(70 \text{ 点}) - \text{補正值}$ ただし、 $\text{補正值} = \text{最高評価点}(70 \text{ 点}) * (1 - \text{低入札基準価格} / \text{入札金額}) * 3$ ・低入札基準価格を下回った金額で入札を行った場合 $\text{価格評価点} = \text{最高評価点}(70 \text{ 点}) - \text{補正值} - 5$ ただし、 $\text{補正值} = \text{最高評価点}(70 \text{ 点}) * (1 - \text{入札金額} / \text{低入札基準価格}) * 3$
価格以外の評価点は、入札者が提出した技術提案書を元に下記の評価基準に基づき評価項目ごとに評価を行い、その得点合計を元に次の式により算定する。（小数点第2位未満切捨） $\text{価格以外の評価点}(30 \text{ 点満点}) = \text{得点合計}(61 \text{ 点満点}) * \text{換算係数}(30 / 61)$				
分類	細分類	計	個別点	項目
企業の施工能力	工事成績評定点	6	6	公告日から過去2年以内に竣工した本市発注の同一業種における請負金額が3,000 万円以上の工事において、工事成績評定点の平均点が80点以上ある。
			4	公告日から過去2年以内に竣工した本市発注の同一業種における請負金額が3,000 万円以上の工事において、工事成績評定点で80点以上の工事がある。
			0	公告日から過去2年以内に竣工した本市発注の同一業種における請負金額が3,000 万円以上の工事において、工事成績評定点で80点以上の工事がない。
			※-1	公告日から過去2年以内に竣工した本市発注の同一業種における請負金額が3,000 万以上の工事において、工事成績評定点で60点以上65点未満の工事がある。※1件につき-1 点
			※-5	公告日から過去2年以内に竣工した本市発注の同一業種における請負金額が3,000 万円以上の工事において、工事成績評定点で60点未満の工事がある。※1件につき-5 点

別表 1 (令和 6 年 1 0 月 1 日以降に公告を行う案件に適用)

同種工事の 施工実績	3	3	公告日から過去2年以内に本市発注工事で施工実績あり
		2	公告日から過去2年以内に本市以外の公共機関発注工事で施工実績あり
		0	公告日から過去2年以内に公共機関発注工事での施工実績なし
ISOの認証 取得	4	4	ISO9000シリーズ及びISO14001 の認証を取得している。
		2	ISO9000シリーズ又はISO14001 のいずれかの認証を取得している。
		0	ISO9000シリーズ又はISO14001 のいずれも認証を取得していない。
安全対策の 取り組み (労災防止)	6	6	建設業労働災害防止協会に加入し、かつ、公告日から過去2年以内に、社内の安全教育に活用するため建設業労働災害防止協会が主催する研修会に参加し、更に建設業労働災害防止協会から労働災害防止活動について表彰を受けている。
		4	建設業労働災害防止協会に加入し、かつ、公告日から過去2年以内に、社内の安全教育に活用するため建設業労働災害防止協会が主催する研修会に参加している。
		2	建設業労働災害防止協会に加入している。
		0	建設業労働災害防止協会に加入していない。
安全対策の 取り組み (交通安全)	2	2	公告日から過去2年以内に、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストに参加し表彰を受けている。
		1	公告日から過去2年以内に、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストに参加している。
		0	大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストには参加していない。
建設キャリア アップシス テムの登録	1	1	建設キャリアアップシステムの登録をしている。
		0	建設キャリアアップシステムの登録をしていない。

別表 1 (令和 6 年 1 0 月 1 日以降に公告を行う案件に適用)

	パートナー シップ構築 宣言の登録	1	1	パートナーシップ構築宣言を行い(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト上に公表されている。
			0	パートナーシップ構築宣言を行っていない。
配置 予定 技術 者の 能力	配置予定技 術者の有す る資格	4	4	1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者
			2	2 級の国家資格を有する者
			0	上記の資格を有しない者
	配置予定技 術者の施工 経験	6	6	公告日から過去10年以内の同種工事における施工経験(請負金額が対象工事の予定価格(税込)以上の工事で着工から竣工まで全期間配置技術者として従事した実績に限る。)がある。
			3	公告日から過去10年以内の同種工事における施工経験(請負金額 3,000 万円以上の工事で着工から竣工まで全期間配置技術者として従事した実績に限る。)がある。
			0	上記に該当しない者
社会 貢献 度	障害者の 雇用状況	3	3	公告日現在において、障害者を3ヶ月以上雇用している。(雇用保険の加入条件を満たしている者。)
			1	公告日現在において、障害者を3ヶ月以上雇用している。
			0	公告日現在において、障害者を雇用していない。
	更生保護に おける 就労支援	3	3	公告日現在において、協力雇用主の登録がある
			0	公告日現在において、協力雇用主の登録がない
度・地 域・地 域精 通貢 通	本店所在地	2	2	本店所在地が豊中市である
			0	本店所在地が豊中市以外である

別表 1 (令和 6 年 1 0 月 1 日以降に公告を行う案件に適用)

防災協定等に基づく活動	4	4	①入札参加者の所属している団体が本市と防災協定(「災害時における応急対策業務に関する協定書」)を締結している。
		3	②入札参加者の所属している団体が本市と防災協定を締結している。(①以外)
		2	③入札参加者が本市と防災協定を締結している。(①②以外)
		0	入札参加者、入札参加者の所属している団体のいずれもが本市と防災協定を締結していない。
緊急工事等への協力度	6	6	公告日から過去2年以内において、本市が発注した緊急工事・緊急修繕に合計10回以上協力したことがある。
		2	公告日から過去2年以内において、本市が発注した緊急工事・緊急修繕に協力したことがある。
		0	公告日から過去2年以内において、本市が発注した緊急工事・緊急修繕に協力したことがない。
本市が指定した期間における緊急工事等への協力度	3	3	公告日から過去1年以内において、年末年始など本市が指定した期間において、緊急工事・緊急修繕に対応するため、本市に協力の申し出を行い、且つ、現場対応を行ったことがある場合
		2	公告日から過去1年以内において、年末年始など本市が指定した期間において、緊急工事・緊急修繕に対応するため、本市に協力の申し出を行ったことがある場合
		0	上記に該当しない場合
市内下請の活用	5	5	本工事において、一次下請に占める市内業者数(測量、警備、運搬、資材の市内業者からの調達を含む)の割合が 60% 以上の場合
		0	上記に該当しない場合
豊中 SDGs パートナーの登録	1	1	豊中 SDGs パートナーに登録をしている。
		0	豊中 SDGs パートナーに登録をしていない。

別表 1 (令和 6 年 1 0 月 1 日以降に公告を行う案件に適用)

	豊中市女性活躍推進事業者の登録	1	1	豊中市女性活躍推進事業者の認証を受けている。
			0	豊中市女性活躍推進事業者の認証を受けていない。
履行義務違反の有無及び公告日から3年以内の処分歴等	評価内容に係る履行義務違反	0	0	本市において、公告日から過去2年以内に総合評価一般競争入札適用工事における履行義務違反がない。
			-5	本市において、公告日から過去2年以内に総合評価一般競争入札適用工事における履行義務違反がある。
	本市の入札参加停止又は入札除外措置	0	0	公告日から過去3年以内に入札参加停止(除外)措置を受けたことがない
			※-2	公告日から過去3年以内に6月未満の入札参加停止(除外)措置を受けたことがある。※終期が公告日から1年以上前の場合は-1
			※-4	公告日から過去3年以内に6月以上の入札参加停止(除外)措置を受けたことがある。※終期が公告日から1年以上前の場合は-2
	国又は他の地方公共団体の入札参加停止又は入札参加除外措置	0	0	公告日から過去3年以内に入札参加停止(除外)措置を受けたことがない
			※-1	公告日から過去3年以内に6月未満の入札参加停止(除外)措置を受けたことがある。※終期が公告日から1年以上前の場合は-0.5
			※-2	公告日から過去3年以内に6月以上の入札参加停止(除外)措置を受けたことがある。※終期が公告日から1年以上前の場合は-1
	契約解除	0	※-5	本市から契約解除を受けたことがある。 ※契約解除日が1年以上前の場合は-2.5
	書面での警告	0	※-1	不正又は不誠実な行為を理由として、豊中市入札参加停止基準第8条の規定による書面での警告を受けたことがある ※1件につき-1点
合計		100		

豊中市総合評価一般競争入札（特別簡易型）
落札候補者決定基準（評価項目及び評価点配分表）

評価項目		評価点		評価内容
分類	細分類	計	個別点	項目
価格評価		90	90	契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。 ・予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格とする。 ・価格評価点は、以下の算出式により算出するものとする。（小数点第2位未満切捨） 【価格評価点 算出式】 ・予定価格以下かつ低入札基準価格以上の金額で入札を行った場合 価格評価点 ＝ 最高評価点(90点)－補正值 ただし、 補正值＝最高評価点(90点)×(1－低入札基準価格／入札金額)×3 ・低入札基準価格を下回った金額で入札を行った場合 価格評価点 ＝ 最高評価点(90点)－補正值－5 ただし、 補正值＝最高評価点(90点)×(1－入札金額／低入札基準価格)×3
価格以外の評価点は、入札者が提出した技術提案書を元に下記の評価基準に基づき評価項目ごとに評価を行い、その得点合計を元に次の式により算定する。（小数点第2位未満切捨） 価格以外の評価点(10点満点)＝得点合計(65点満点)×換算係数(10／65)				
分類	細分類	計	個別点	項目
企業の施工能力	工事成績 評定点	6	6	公告日から過去2年以内に竣工した本市発注の同一業種における請負金額が3,000万円以上の工事において、工事成績評定点の平均点が80点以上ある。
			4	公告日から過去2年以内に竣工した本市発注の同一業種における請負金額が3,000万円以上の工事において、工事成績評定点で80点以上の工事がある。
			0	公告日から過去2年以内に竣工した本市発注の同一業種における請負金額が3,000万円以上の工事において、工事成績評定点で80点以上の工事がない。
			※-1	公告日から過去2年以内に竣工した本市発注の同一業種における請負金額が3,000万円以上の工事において、工事成績評定点で60点以上65点未満の工事がある。※1件につき-1点
			※-5	公告日から過去2年以内に竣工した本市発注の同一業種における請負金額が3,000万円以上の工事において、工事成績評定点で60点未満の工事がある。※1件につき-5点

別表2（令和6年10月1日以降に公告を行う案件に適用）

同種工事の 施工実績	3	3	公告日から過去2年以内に本市発注工事で施工実績あり
		2	公告日から過去2年以内に本市以外の公共機関発注工事で施工実績あり
		0	公告日から過去2年以内に公共機関発注工事での施工実績なし
ISOの認証 取得	4	4	ISO9000シリーズ及びISO14001の認証を取得している。
		2	ISO9000シリーズ又はISO14001のいずれかの認証を取得している。
		0	ISO9000シリーズ又はISO14001のいずれも認証を取得していない。
安全対策の 取り組み (労災防止)	6	6	建設業労働災害防止協会に加入し、かつ、公告日から過去2年以内に、社内の安全教育に活用するため建設業労働災害防止協会が主催する研修会に参加し、更に建設業労働災害防止協会から労働災害防止活動について表彰を受けている。
		4	建設業労働災害防止協会に加入し、かつ、公告日から過去2年以内に、社内の安全教育に活用するため建設業労働災害防止協会が主催する研修会に参加している。
		2	建設業労働災害防止協会に加入している。
		0	建設業労働災害防止協会に加入していない。
安全対策の 取り組み (交通安全)	3	3	公告日から過去2年以内に、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストに参加し表彰を受けている。
		1	公告日から過去2年以内に、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストに参加している。
		0	大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストには参加していない。
建設キャリア アップシス テムの登録	2	2	建設キャリアアップシステムの登録をしている。
		0	建設キャリアアップシステムの登録をしていない。
パートナ ーシッ プ構築 宣言の登録	2	2	パートナーシップ構築宣言を行い(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト上に公表されている。
		0	パートナーシップ構築宣言を行っていない。

別表2（令和6年10月1日以降に公告を行う案件に適用）

配置予定技術者の能力	配置予定技術者の有する資格	4	4	1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者
			2	2級の国家資格を有する者
			0	上記の資格を有しない者
	配置予定技術者の施工経験	6	6	公告日から過去10年以内の同種工事における施工経験（請負金額が対象工事の予定価格（税込）以上の工事では着工から竣工まで全期間配置技術者として従事した実績に限る。）がある。
			3	公告日から過去10年以内の同種工事における施工経験（請負金額 3,000 万円以上の工事では着工から竣工まで全期間配置技術者として従事した実績に限る。）がある。
			0	上記に該当しない者
社会貢献度	障害者の雇用状況	3	3	公告日現在において、障害者を3ヶ月以上雇用している。（雇用保険の加入条件を満たしている者。）
			1	公告日現在において、障害者を3ヶ月以上雇用している。
			0	公告日現在において、障害者を雇用していない。
	更生保護における就労支援	3	3	公告日現在において、協力雇用主の登録がある
			0	公告日現在において、協力雇用主の登録がない
地域精通度・地域貢献度	防災協定等に基づく活動	4	4	①入札参加者の所属している団体が本市と防災協定（「災害時における応急対策業務に関する協定書」）を締結している。
			3	②入札参加者の所属している団体が本市と防災協定を締結している。（①以外）
			2	③入札参加者が本市と防災協定を締結している。（①②以外）
			0	入札参加者、入札参加者の所属している団体のいずれもが本市と防災協定を締結していない。

別表2（令和6年10月1日以降に公告を行う案件に適用）

	緊急工事等への協力度	6	6	公告日から過去2年以内において、本市が発注した緊急工事・緊急修繕に合計10回以上協力したことがある。
			2	公告日から過去2年以内において、本市が発注した緊急工事・緊急修繕に協力したことがある。
			0	公告日から過去2年以内において、本市が発注した緊急工事・緊急修繕に協力したことがない。
	本市が指定した期間における緊急工事等への協力度	4	4	公告日から過去1年以内において、年末年始など本市が指定した期間において、緊急工事・緊急修繕に対応するため、本市に協力の申し出を行い、且つ、現場対応を行ったことがある場合
			3	公告日から過去1年以内において、年末年始など本市が指定した期間において、緊急工事・緊急修繕に対応するため、本市に協力の申し出を行ったことがある場合
			0	上記に該当しない場合
	市内下請の活用	5	5	本工事において、一次下請に占める市内業者数（測量、警備、運搬、資材の市内業者からの調達を含む）の割合が60%以上の場合
			0	上記に該当しない場合
	豊中 SDGs パートナーの登録	2	2	豊中 SDGs パートナーに登録をしている。
			0	豊中 SDGs パートナーに登録していない。
	豊中市女性活躍推進事業者の登録	2	2	豊中市女性活躍推進事業者の認証を受けている。
			0	豊中市女性活躍推進事業者の認証を受けていない。
履行義務違反の有無及び公告日から3年以内の処分歴等	評価内容に係る履行義務違反	0	0	本市において、公告日から過去2年以内に総合評価一般競争入札適用工事における履行義務違反がない。
			-5	本市において、公告日から過去2年以内に総合評価一般競争入札適用工事における履行義務違反がある。
	本市の入札参加停止又は入札除外措置	0	0	公告日から過去3年以内に入札参加停止（除外）措置を受けたことがない
			※-2	公告日から過去3年以内に6月未満の入札参加停止（除外）措置を受けたことがある。※終期が公告日から1年以上前の場合は-1
			※-4	公告日から過去3年以内に6月以上の入札参加停止（除外）措置を受けたことがある。※終期が公告日から1年以上前の場合は-2

別表 2（令和 6 年 1 0 月 1 日以降に公告を行う案件に適用）

	国又は他の 地方公共団 体の入札参 加停止又は 入札参加除 外措置	0	0	公告日から過去3年以内に入札参加停止（除外）措置を受けたことがない
			※-1	公告日から過去3年以内に6月未満の入札参加停止（除外）措置を受けたことがある。※終期が公告日から1年以上前の場合は-0.5
			※-2	公告日から過去3年以内に6月以上の入札参加停止（除外）措置を受けたことがある。※終期が公告日から1年以上前の場合は-1
	契約解除	0	※-5	本市から契約解除を受けたことがある。 ※契約解除日が1年以上前の場合は-2.5
	書面での 警告	0	※-1	不正又は不誠実な行為を理由として、豊中市入札参加停止基準第8条の規定による書面での警告を受けたことがある ※1件につき-1 点
合計		100		